

こうほうじょうえつ 広報上越



「広報上越」から上越市在住の外国人向けに役立つ情報を掲載しました。

◀編集・発行▶ 公益社団法人 上越国際交流協会 (JOIN) 〒943-0821 上越市土橋 1914-3
TEL: 025-527-3615 FAX: 025-522-8240 E-mail: join@valley.ne.jp HP: http://www.join-web.net/



「#上越もよう」のハッシュタグを付けて、上越の良いところをSNSにのせてみませんか？写真は公式SNS「上越忠義隊けんけんず」(Instagram)で紹介します！市の観光PRにも使います！詳しくは、Instagram「上越忠義隊けんけんず」アカウントのプロフィール部分を見てください！（タグをスキャンしてください）



がっこう つかう かね すこ きふ 学校で使うお金を少し寄付します

お金の面で生活に困っている家庭に、小・中学校でかかるお金を少し寄付します。（学校の学習に必要なもの、給食の料金など）詳しくは、学校で配られる案内を見てください。

4月分の申し込み → 4月30日(木)まで

5月1日を過ぎても受け付けますが、申し込んだ月からの援助です。通学している小・中学校または学校教育課、各総合事務所、南・北出張所へ

■問い合わせ…学校教育課(TEL 025-545-9244)

じょうえつしな い つか ばす でんしゃ まいじこくひょう つく くば 上越市内でみんなが使うバス・電車の「マイ時刻表」を作って配ります

自宅近くのバス停や駅から、病院などいつも行く場所までの電車・バスの名前や発車 到着時間や料金などが書いてあるポケットサイズの自分用の時刻表を作って配ります。申し込みから約1週間後に郵便または申し込みのあった場所で渡します。

申込用紙に必要なことを書いて、交通政策課(FAX025・543・2876) ☒ kotsu@city.joetsu.lg.jp.

市民課 南・北出張所、各総合事務所 バス案内所・営業所へ。

申込用紙は、申し込んだ場所・市役所木田庁舎市民ホールまたは市ホームページからダウンロードしてください。

■問い合わせ…交通政策課(TEL 025-545-9207)

市税及び国民健康保険についてのお知らせ

その1 市税などの支払いについて

- 支払い期限を守ってください！
期限までに支払いがない時は、支払いをお願いする手紙が届き手数料もかかります。
- 通帳からの引き落としを使ってください！
- コンビニエンスストアでも支払いができます！
軽自動車税、市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税国民年金保険料は全国のコンビニエンスストアでも支払いができます。

その2 市税を支払った証明書について

- 市税を払ったことの証明書がもらえる場所
市役所木田庁舎の市税総合窓口、各総合事務所および南・北出張所。
- 証明書をもらう時に必要なもの
 - ・本人または家計を同じにしている親族の場合...窓口に来る人が本人であることを確かめられるもの
 - ・代わりの方の場合...本人が書いた名前と印鑑がある委任状、代わりに来る人の身元が確認できるもの
- 証明の種類と料金など

種類	主な使い道	車を検査に出すとき
所得・課税証明書	被扶養者認定、年金請求、助成金・補助金の申請など	年度ごとに1件350円
納税証明書	銀行からお金を借りるとき	納税者、科目、年度ごとに1件350円
資産証明書 名寄せ帳など	登記申請、内容確認など	所有者、年度ごとに土地・家屋・償却資産の別で各々350円 (例)土地2筆、建物1棟のとき 350円×2種類
軽自動車納税証明書		無料

その3 国民健康保険に入るとき・出るときには届なければいけません

届を出すときは、下に書かれている物の他に世帯主と加入者本人のマイナンバーを確かめられる書類、運転免許証など届出本人が確かめられもの、印鑑を持ってきてください。

こんなとき	必要な手続き	
職場の健康保険をやめたとき	入る手続き	○健康保険資格喪失連絡票、または離職票 (扶養親族がない場合)など
社会保険など職場の健康保険に入ったとき	出る手続き	○国民健康保険被保険者証 ○職場から交付された保険証(全員分) または健康保険資格取得連絡票
国民健康保険に入っている人が、引っ越しなどで住所が変わったとき… 住民登録のほか国民健康保険届出が必要	住所が変わった 引っ越し 手続き	○国民健康保険被保険者証 ○進学のために引っ越し場合は、国民健康保険被保険者証と在学証明書や学生証の写し